オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和５年１月23日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　高原　功

１　業務内容

(1) 業務件名　令和４年度九州支社営業窓口用携帯電話の調達

(2) 業務の仕様等　　仕様書による。

(3) 履行期間　　仕様書による。

(4) 見積方法

見積金額は、総額を記載すること。また、入札金額の内訳を内訳明細書にて提出するものとし、当該内訳明細書に記載された単価を約定単価とする。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

２　参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構九州地区における令和３・４年度物品購入等の契約に係る競争参加資格において、業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(6) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

３　見積書等の提出場所等

(1) 見積書等の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒810－8610 福岡県福岡市中央区長浜２－２－４

独立行政法人都市再生機構 九州支社総務部経理課

電話 092－722－1012

(2) 見積書等の提出期限、提出方法及び提出書類

①提出期限　　令和５年１月31日（火）　16時00分

②提出方法　　持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4　その他

(1) 契約保証金　　免除

(2) 契約書作成の要否　　要

落札者所定の「契約書」又は「契約約款」による。ただし、「契約書」又は「契約約款」に優先する事項として、当機構が定める特約条項を締結するものとする。

(3) 見積りの無効　　本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記３(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 九州支社住宅経営部営業推進課

電話 092－722－1275

以　上

見　　積　　書

金　　円也（総額・税抜）

ただし、令和４年度九州支社営業窓口用携帯電話の調達

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　印　※1

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　高原　功　殿

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連絡先（電話番号）１　：
　　連絡先（電話番号）２　：

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

（注）内訳明細書を添付すること。

内訳明細書

ただし、令和４年度九州支社営業窓口用携帯電話の調達

年　　月　　日

・内訳（税抜）

初期費用 （円/台） （A）	月額費用 （円/台・月） （B）	期間 （月） （C）	単価（円/台） （1台あたりの金額） （D＝A＋（B×C））	数量（台） （E）	合計（円） （D×E）
		24		10	

※　金額はすべて整数とし、税抜で記載すること。

※　本見積にあたっては令和５年３月１日から使用を開始するものとして、契約期間内における所要金額の総額を計上すること。

※　月額費用とは別に、契約後に一括して支払う費用（端末の設定、納入にかかる費用等一式の経費）がある場合は、初期費用欄に記入すること。

※　端末代金（端末レンタル料）、通話・通信等料金（音声通話及びデータ通信に係る定額料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料）及び本仕様に定めるサービス等に係るすべての費用は、月額費用欄に記入すること。

※　本内訳明細書は見積書の内訳を明記したものとし、「合計」は見積書と一致するものとする。

住所

氏名

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　高原　功　殿

表

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　高原　功　殿
（件名　令和４年度九州支社営業窓口用携帯電話の調達）
（押印省略）

裏

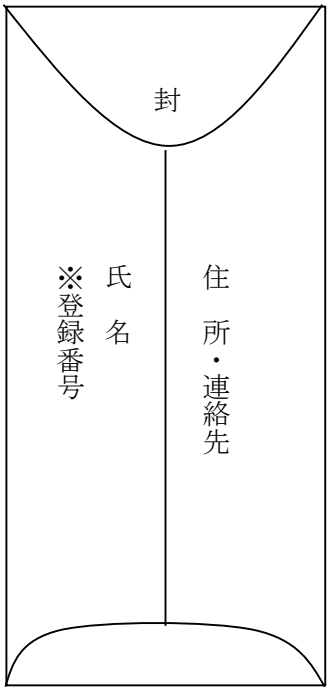

※　競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
　なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
　提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※　押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

以　上

仕　様　書

１　件　　名

令和４年度九州支社営業窓口用携帯電話の調達

２　調達数量

携帯電話　10 台

（内蔵バッテリー、充電器を含む）

３　契約期間

使用開始可能日から２年間とする。

ただし、納入日及び使用開始日については、落札決定後概ね１か月以内を目途に、発注者と協議の上決定する。

４　納入予定場所（納入予定台数）

（１）福岡県福岡市中央区大名２－６－20 ＵＲ福岡営業センター（４台）

（２）福岡県北九州市小倉北区米町１－１－７小倉駅前奥田ビル１Ｆ
ＵＲ北九州営業センター（３台）

（３）福岡県福岡市東区水谷２－６－６ ＵＲ賃貸ショップ千早（１台）

（４）福岡県福岡市南区向野２－14－７ ＵＲ賃貸ショップ大橋（１台）

（５）福岡県福岡市中央区六本松４－２－２ ＵＲ賃貸ショップ六本松（１台）

５　調達物品の規格及び内容

（１）携帯電話の仕様

・　令和２年１月以降発売の機種で、付属品を含めすべて未使用品であること。
・　端末の色は黒、白、濃紺、シルバー系のいずれかとする。
・　3.0 インチ以上の液晶ディスプレイ（ナンバーディスプレイの電話番号・漢字表示）を備えたものであること。
・　カメラ撮影機能があり、有効画素数は 700 万画素以上であること。また、カメラ撮影した画像をメール送信できること。
・　テレビチューナー非搭載の機種であること。
・　端末本体はレンタル契約とする。
・　すべて同一の機種を納入すること。

（２）携帯電話の機能・設定

・　音声通話及びメール通信機能（データ通信機能）が可能な機能・性能を有すること。
・　暗証番号等セキュリティ設定が可能で、紛失時等に拾得者による不正利用等を防止するた

め、コールセンター等によるサービス停止措置又は利用回線の停止措置が可能なこと。

・　携帯電話の電源オフおよび圏外時等、通話ができない場合は留守番電話サービスに繋がり、メッセージ録音ができること。

・　発注者が端末に登録した連絡先名称、電話番号等のデータや発信、着信等履歴等、端末に登録された情報については、削除（納入時の状態に初期化）することができること。

（3）通話料・通信量等

・　月次の音声通話サービスは、かけ放題の定額プランとすること。

・　データ通信サービスの容量は１台につきひと月に 1 ギガバイト以上使えるプランとすること。

・　月にかかる費用は定額とし、国内音声通話料金及び国内データ通信料金を含むものとする。ただし、受注者が定める音声通話プラン及びデータ通信プランに含まれない通話及び通信を利用した場合に発生する料金については見積金額には含まれず、別途発注者が負担するものとする。なお、この定額外で発生した通話及び通信料金は別途発注者と受注者で協議等の上、決定する。

・　毎月の音声通話履歴に関して、１台毎の明細を Web サイトへのアクセス又はメール受信によりデータの閲覧及びダウンロードができること。

（4）保守

・　端末の故障、紛失時には無償交換が可能なサービスを付加すること。

・　契約期間中、通話(通信)障害等発生時は、受注者又は受注者が供する携帯電話通信事業者のサポート・サービス保守体制が提供できるものとする。なお、同サポート・サービス保守にかかる費用については、本契約に含むものとする。

6　その他

（1）本見積においては令和５年３月１日より使用を開始するものと想定して、契約期間内における所要金額の総額を計上すること。

（2）見積金額には運搬、搬入、組立、設定にかかる費用等の一切の経費を含めること。

（3）見積金額は以下の合計額とし、<u>見積書とともに別紙内訳明細書を提出すること</u>。

①　初期費用

調達数量（10 台）に係る契約時におけるすべての費用（端末の設定、納入にかかる費用等一式の経費）。

②　月額費用（24 か月分）

端末代金（端末レンタル料）、通話・通信等料金（音声通話及びデータ通信に係る定額料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料）及び本仕様に定めるサービス等に係るすべての月額費用。

（4）本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは発注者と協議すること。

以　上

特約条項（案）

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者　　の間に令和５年　月　日付け締結した「令和４年度九州支社営業窓口用携帯電話の調達」の契約（以下「本契約」という。）に関して、次のとおり特約条項を定める。この特約条項は、本契約と一体のものとし、本契約の契約条項に抵触する場合は、この特約条項が優先するものとする。

第１条 本契約の契約期間は別紙仕様書のとおりとする。

第２条 前条の契約期間の携帯電話利用に伴う料金については、本契約に定めるものとする。

２ 受注者は、携帯電話の利用に伴う当月の料金について、翌月１日以降、発注者に対して書面により請求するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して当月末までにこれを受注者に支払うものとする。

３ 本契約の契約期間が１か月に満たない場合及この契約が解除された場合における当該解除の日が月の中途である場合の当該月の料金は、暦日数で日割計算して得た額とし、日割計算により得た額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

４ 本契約の期間満了時における解約手数料は発生しないものとする。

第３条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約金額相当額に対し、遅滞日数に応じ年（365 日当たり）2.6 パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を受注者に支払うものとする。

２ 受注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約金額相当額に対し、遅滞日数に応じ年（365 日当たり）３パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に支払うものとする。

３　前項の遅延日数には、天災その他やむを得ない理由によるものは参入しないものとする。

第４条 本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に

発注した料金の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に

対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第５条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由なく、納期までに、又はその納期の経過後相当の期間内に債務の履行を完了する見込がないとき。

二 債務の履行を放棄し、又は正当な事由によらないでこれを中止したとき。

三 この契約による債務の履行に関し、不正の行為をしたとき。

四 契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。

五 正当な事由なく契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 委任契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を委任契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 前条第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。

第６条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第７条 発注者は、この契約によって生じた受注者に対する金銭債権があるときは、受注者に対する支払代金と相殺することができる。

第８条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第９条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この特約条項締結の証として、本書２通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　高原　功　　印

受注者

印